

仕事に専念できるよう、経済的・心理的負担を軽減します！



1. 目的

当社の奨学金返還支援制度は、経済的・心理的負担を軽減することにより、業務に精励できる環境を整備するとともに自己投資の意識づけを目的とします。

2. 適用範囲および適用制度

この制度は、奨学金返還を行う社員に対して、下表のとおり適用します。

対象者	適用制度
令和6(2024)年4月1日以降入社社員	秋田県の奨学金返還助成制度(新制度)
4月1日現在、勤続12年以内の社員	* 日本学生支援機構の奨学金返還制度

* 地方自治体の奨学金など、日本学生支援機構から奨学金を受給していない社員については、相当額を会社から直接支援(給付)します。

3. 支援額

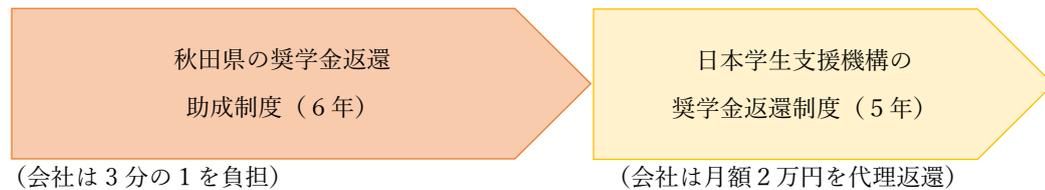
- (1) 秋田県の奨学金返還助成制度(短大・専門卒) 年額20万円×3年間=最大60万円
- (2) 秋田県の奨学金返還助成制度(4大卒以上) 年額20万円×6年間=最大120万円
※秋田県の奨学金返還助成制度: 秋田県内に本社があれば、勤務地が県外でも該当します。
- (3) 日本学生支援機構の奨学金返還制度 月額2万円×最長5年間=最大120万円

【入社以降の奨学金返還イメージ（その1）】

（1）短大・専門卒



（2）4大卒以上



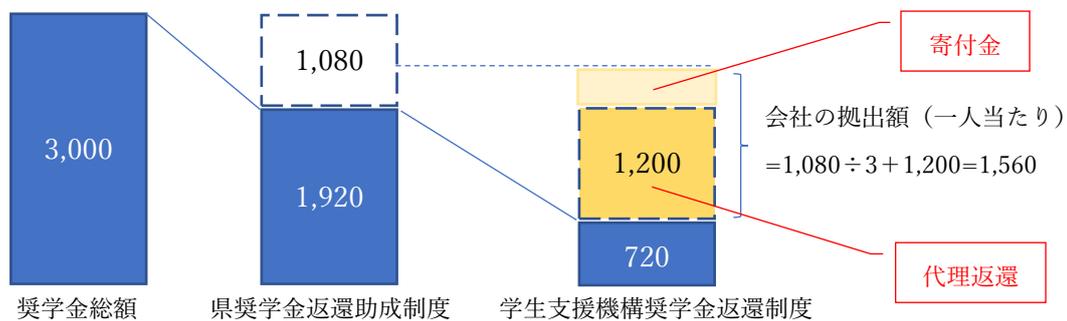
【入社以降の奨学金返還イメージ（その2）】

最終学歴：4大卒

奨学金総額（利息込み）：3,000千円

奨学金返還月額：15千円

【入社以降の奨学金返還イメージ（その1）】を適用した場合
⇒ 11年間で2,280千円の助成があり、この間実質返還ゼロ円



【Q&A】

Q1. 制度利用に特別な条件はありますか？

A1. 専門学校・短期大学・4年制大学ならびに大学院卒の新卒入社社員で、貸与型奨学金（日本学生支援機構、各地方公共団体）の受給者を対象とします。

また、制度利用時に在籍しており、具体的な自己啓発の宣言をすることが条件です。

Q2. 制度利用者数に制限（人数枠）はありますか？

A2. 対象者が希望すれば全員利用できます。人数制限は設けていません。

Q3. 制度利用に一定期間の就業義務はありますか？

A3. 社員の定着を信じているので、一定期間の就業義務を課しません。返済支援金受給後に退職する場合も返還を求めることはありません。（あくまで社員の経済的負担軽減と就業専念支援が目的であり、長く働いてもらえるよう企業努力をする方針です。）